

独立行政法人海技教育機構
平成21年度業務実績評価調書

平成22年8月
国土交通省独立行政法人評価委員会

平成21年度業務実績評価調書：海技教育機構

業 務 運 営 評 価（個別項目ごとの認定）

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 組織運営の効率化の推進 ① 静岡県に本部を置き、全国に展開する各学校の運営を一括して管理する本部体制を確立する。 ② 本部においては、国の政策及び海運業界のニーズの把握、海技教育の検証、各学校間の連絡調整を行い、効率的な組織運営に努める。 ③ 独立行政法人整理合理化計画を受け、平成22年度末までに、海技大学校児島分校の機能を海技大学校本校等へ統合し、校舎を廃止する。	① 機構運営の効率化に向けて、本部組織等の見直しを行い、組織・人員配置の一層の適正化を図る。 ② 本部においては、国の政策及び海運業界のニーズ把握に努め、海技教育の検証を行い必要な措置を検討し実行に移す等、効率的な組織運営に努める。 また、前年度に開催した海技教育機構運営改革懇談会の報告を踏まえ、安定的かつ効率的な組織運営に努める。 ③ 海技大学校児島分校の教育設備等の海技大学校等への移転を円滑に進め、同分校で実施していた教育を、海技大学校等において速やかに開始する。 また、校舎の廃止に伴い、重要な財産（土地、建物等）の処分を、関係各機関との連携を図りつつ、適切に進める。	A	① より一層の効率的な組織運営を図るため、平成22年度より全本部機能を清水に集約するとともに、組織全体の人員を効率的に再配置するための準備を整えている。 ② 国土交通省、海運業界等と積極的に意見交換等を行い、ニーズの把握に努めている。 海技教育機構運営改革懇談会の報告を踏まえ、学生募集活動への専従者の配置、募集専用ホームページの開設により、安定的な応募者の確保を図る等、効率的な組織の運営に努めている。 ③ 平成21年3月31日をもって教育業務を停止した海技大学校児島分校の教育設備等を、迅速に海技大学校に移転し、サービスの質を低下させることなく教育業務を継承している。 また、国の処分方針の決定を待って、重要な財産（土地、建物等）の処分を進めることとしている。	

(2) 人材の活用の推進 ・教育業務の実施のため必要な役職員を確保する。 ・役職員の非公務員化を踏まえて、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運企業等の知見を積極的に活用して組織の一層の活性化を図るために、これらの機関等と期間中に50名以上の人事交流を図る。	大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運企業等の知見を積極的に活用して組織の一層の活性化を図るために、これらの機関等と10名以上の人事交流を図る。	S	目標値を上回る16名の人事交流を行い、他の機関のノウハウを取り入れることによる業務の質の改善や、他の機関との有機的な連携を促進している。(20年度は10名) 特に現場実態に即した教育を目指して、海運企業との人事交流を増やし、受入、派遣の合計で5名(昨年度2名)の人事交流を行っている。	・教育機関、海事行政機関、民間海運企業との人事交流を積極的に行い、交流数は目標値を5割以上上回っている。 ・特に海運企業との人事交流を通じて、現場の状況、実態の把握及び教育の質の向上を図っている。 ・外部のノウハウを導入することにより、事務処理の効率化を図っている。
(3) 業務運営の効率化の推進 ① 施設管理業務等の外部委託、管理業務のIT化とともに、英語のカリキュラムの一部を民間に開放すること等により、業務運営の効率化を推進する。	① 施設管理業務等の外部委託化を推進するとともに、過去のデータを本部に集積するなど、引き続き給与システム及び会計システムの一元化を図り、業務運営の効率化を推進する。 また、英語カリキュラムの一部民間開放について、費用対効果の観点から再検討を行う。	A	① 施設管理業務等の外部委託化、管理業務のIT化及び英語のカリキュラムの一部の民間への開放などを継続し、業務運営の効率化を推進している。 ・管理業務のIT化の推進 給与システムにおいて過去のデータを本部に集積し、一元化を達成 ・英語カリキュラムの一部の民間開放 英語カリキュラムの一部民間開放は、海上技術短期大学校(清水校、波方校)において継続する一方、海技大学校においては費用対効果を総合的に判断して、外部委託を廃止	

② 一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6％程度抑制する。 また、業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2％程度抑制する。	② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額の抑制に努める。	A	② 一般管理費237百万円（対18年度予算比92.6％）、業務経費447百万円（対18年度予算比97.8％）を適切に支出し、一般管理費のうち外部委託費を2百万円（対20年度比13.4％減）削減する等、経費の抑制に努めている。	
③ 船員教育のあり方全般の見直しに対応した教育業務の効率化を推進する。	③ 船員教育のあり方全般の見直しに関する検討結果、及び前年度に開催した海技教育機構運営改革懇談会の報告を踏まえ、教育サービスの向上、教育の魅力化について、所要の措置を検討し実施する。	S	③ 船員教育のあり方に関する検討会における報告を踏まえ、船舶保安管理者コースについて、船主団体の要望を受けてフィリピンでの講習回数を増やし、新たにインド、ブルガリアでも開催し、受講者の拡大に努めている。 また、海技教育機構運営改革懇談会の報告を踏まえ、学生に対する基礎学力向上のための通信教育体制の整備を実施している。	・ 船主団体の要望を受けて、海外での船舶保安管理者コースを増・新設し、受講者の拡大に努めている。

2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 海技教育の実施 海技教育の基本的枠組みとして、期間中早期に「海技資格の取得を図るための教育」及び「実務能力の向上等を図るための教育」（以下、それぞれ「資格教育」及び「実務教育」という）の2本柱の体制を構築して、以下のとおり海技教育を実施する。	—	—	—	—
① 資格教育 イ 海技課程本科及び海技課程専修科については、主として内航の基幹船員の養成を目指すものとして位置付け、養成対象を本科から専修科に重点化しつつ、それぞれの年間入学定員を期末までに110名程度及び240名程度とする。	① 資格教育 イ 海技課程の養成対象について、専修科の応募状況を勘案しつつ、国土交通省その他関係機関と連携を図りながら、少子化、大学全入時代の状況を踏まえ、検討する。	A	① 資格教育 イ 各科の応募状況や募集を取り巻く環境、内航業界のニーズを踏まえつつ、平成23年度より、海技課程の入学定員を350名（本科120名、専修科230名）にスリム化し、本科4校、専修科3校で四級海技士（航海及び機関）の資格教育を実施することを決定している。	

□ 海技専攻課程海上技術コースのうち、（航海）及び（機関）においては、本科又は専修科の教育を修了した者が、より上級の教育に進むことができるよう体制を拡充し、基本教育から高度な教育までの一貫教育を実施することにより、資格教育の一層の充実・強化を図り、年間入学定員を30名程度とする。 また、就労船員等を対象とする資格教育については、年間入学定員を110名程度とする。	□ 海上技術コース（航海専修）、（機関専修）の第一期生の修了時に実施したアンケートを踏まえて、専修科と連携した一貫教育の実績を検証し、改善を図る。	A	□ 専修科と海技大学校の一貫教育について、第一期生修了時のアンケート結果を踏まえて、教科指導や進路指導の強化に継続して取り組んでおり、その結果、国家試験合格率、就職率とも100%を達成している。	
--	--	----------	--	--

ハ 資格教育の実施にあたっては、可能な限り各種資格ごとの個別実施体制から教育内容に応じた一体的な実施体制とすることにより、教育の効率的な実施を図る。 資格取得のためのサポート体制の強化等を行うことにより、教育の充実を図る。 また、船舶の技術革新や海運業界のニーズに的確に対応するため、教育内容の改定・精選を行うほか、即戦力ある若年船員養成のためのインターンシップ教育及び司ちゅう・事務科の廃止に伴う船内供食・栄養管理に関する教育の充実等を図る。	ハ(a) 海技士コース及び海上技術コースに関して、前年度から開始した効率的な教育を図るための授業の一体的実施体制について、修了時に実施したアンケートを踏まえて、その効果を検証し、一層の充実を図る。 (b) 平成19年度に新設した海技士コース（六級航海専修）については、国の政策及び内航海運業界のニーズに対応した規模で引き続き実施する。 また、関連業界と連絡を密に取り、問題点を抽出し改善を図る。 (c) 資格取得のための補講の実施、基礎学力向上のための個別指導の実施、教材の工夫等、学生・生徒に対するサポート体制を維持するとともに、基礎学力向上のための取り組みとして、新たに本科・専修科の入学者を対象とする通信教育システムの平成22年度導入に向けて準備を行う。 (d) 船舶の技術革新や海運業界の	S	ハ(a) 教育内容に応じた一体的実施 海技高等学校の海技士コース及び海上技術コースにおいて、前年度に引き続き可能な限り授業を一体的に実施している。 (b) 海技士コース（六級航海専修） 内航船員教育連絡会議において、関係団体から同課程修了者を雇用する船社のアンケート結果を入手する等、教育内容に対する意見を聴取し、改善していく体制を維持しながら、国の施策及び内航海運業界のニーズに対応し、定員20名で2回実施している。 (c) 生徒・学生に対するサポート体制の強化等を行う取り組み 補講、基礎学力向上のための指導、授業・教材の工夫、通信教育体制の整備など、学生・生徒に対するサポート体制の更なる充実を図っている。 また、上級海技士国家試験や各種資格の受験希望者に対する個別指導等を継続して行っている。 (d) 教科書の改訂 技術革新や業界ニーズに対応するため、海上技術学校及び海上技術短期大学校で使用する7科目の教科書の改訂を行っている。 (e) インターンシップコースに係る調整 制度開始以来、生徒・学生及び企業の制度利用がほとんどない現状に加え、今後も制度の利用増が見込めないことから、平成22年度は募集を停	・ インターネットを活用した従来の手法によらない新しいシステム導入の試みにより、数学等の基礎学力向上のための一元的通信教育を実施する体制を整えている。 ・ コースごとに見直しをし、より効率よく能力アップに繋げるために調査、研究し、前向きに改善に取り組んでいる。 ・ 六級航海専修について、アンケート結果を踏まえ、教育内容を改善する体制を取り、教育を実施している。 （次頁へ続く）
---	---	----------	---	---

	ニーズに的確に対応するため、教科書改訂を継続する。 (e) インターンシップコースについては、前年度の検証結果、生徒・学生及び企業の制度利用がほとんどない現状を踏まえ、同コースの廃止に向けて関係者との調整を行う。 (f) 調理教育の教科内容に関して、前年度の見直しを踏まえ、調理教育教本の改訂を行うなど、調理教育の充実を図る。	前頁に記載	止とするとともに、同コースの取扱いについて、関係者と引き続き調整を行っている。 (f) 調理教育内容の充実 前年度の見直しを踏まえ、イラストの追加・調理手順の簡素化等調理教育教本の更なる改訂を行って、視覚的に分かりやすい内容にするとともに、機構各校所在地の郷土料理のレシピを紹介する等して、調理教育を充実させている。 また、本部より各校に専門の教員を引き続き派遣することにより、調理教育を計画的かつ効率的に実施している。																											
② 実務教育 機構の人材、教育施設・装置を活用して実施することが適当と認める講習等、海運業界の共益的事業としてふさわしい教育を実施するとの考え方にに基づき、実務教育を精査して実施することとし、年間入学定員を1,000名程度とする。	② 実務教育 イ 技術教育科については、各コース別の年間募集人員を以下のとおりとして実施する。 <table><tr><td>運航実務コース</td><td>745名</td></tr><tr><td>海事教育通信コース</td><td>135名</td></tr><tr><td>船舶保安管理者コース</td><td>96名</td></tr><tr><td>外航基幹職員養成コース</td><td>20名</td></tr><tr><td>国際協力コース</td><td>50名</td></tr></table> ロ 運航実務コースについては、共益性を考慮しつつ、海運業界のニーズに対応した課程を精査し実施する。	運航実務コース	745名	海事教育通信コース	135名	船舶保安管理者コース	96名	外航基幹職員養成コース	20名	国際協力コース	50名	S	② 実務教育 イ 引き続き次の6コースの教育を実施している。 <table><tr><td></td><td>〔入学者数〕</td></tr><tr><td>運航実務コース</td><td>1,933名</td></tr><tr><td>海事教育通信コース</td><td>191名</td></tr><tr><td>水先コース</td><td>92名</td></tr><tr><td>船舶保安管理者コース</td><td>637名</td></tr><tr><td>外航基幹職員養成コース</td><td>33名</td></tr><tr><td>国際協力コース</td><td>43名</td></tr><tr><td>計</td><td>2,929名</td></tr></table> ロ 運航実務コースにおいては、継続して高いニーズがある操船シミュレータ訓練、安全実務講習について、実施方法を工夫しながら精力的に実施している。		〔入学者数〕	運航実務コース	1,933名	海事教育通信コース	191名	水先コース	92名	船舶保安管理者コース	637名	外航基幹職員養成コース	33名	国際協力コース	43名	計	2,929名	・ ほとんどのコースにおいて定員を大きく上回る入学者を受け入れている。とりわけ船舶保安管理者コースは海外での講習回数も増加し、定員の6倍以上を受け入れている。 ・ 海運会社の要望に直結した教育を実施している。 (次頁に続く)
運航実務コース	745名																													
海事教育通信コース	135名																													
船舶保安管理者コース	96名																													
外航基幹職員養成コース	20名																													
国際協力コース	50名																													
	〔入学者数〕																													
運航実務コース	1,933名																													
海事教育通信コース	191名																													
水先コース	92名																													
船舶保安管理者コース	637名																													
外航基幹職員養成コース	33名																													
国際協力コース	43名																													
計	2,929名																													

	ハ 海運業界のニーズに対応するため見直しを行った海事教育通信コースについては、その効果を検証し、更に改善を行う。 二 前年度に開始した船舶運航実務課程水先コース（三級）における2学年の教育課程の編成、及び1学年の教育実績の検証を行う。 ホ 海技免許講習等を全国展開するため、各海上技術学校、海上技術短期大学校での開催を検討し、実施する。	前頁に記載	船舶保安管理者コースについても、フィリピンでの講習回数を増やすとともに、インド、ブルガリアでも開催したことにより、開催回数及び受講者数が増加している。 また、船社及び海事関係団体との意見交換会等における要望を受けて、初めて社船に教員を派遣し、実機を使用したETM訓練（機関室チームマネージメント訓練）を実施している。 ハ 海事教育通信コースについて、こまめな募集活動と丁寧な面接授業を継続して実施し、社内教育として取り入れる船社もあって、前年度比152%の191名が入学している。 二 三級水先人養成について、10名の新入生を受入れて講習を行い、受験対策資料の作成、模擬試験の実施など、国家試験を意識した講習内容として、その充実を図っている。 ホ 海技免許講習について、海事関係団体の要請に応えて、口之津海上技術学校において、レーダ・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習を6回実施し、41名を受け入れている。 また、限定救命艇手講習についても、平成22年度からの海上技術学校等での実施に向けて規程改正等を行い、これまで海技大学校だけで実施していた講習を全国に展開するよう準備を整えている。	
--	---	-------	--	--

③ 課程の見直し 国の政策及び海運業界のニーズの変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜教育課程及び教育内容の見直しを行う。	③ 課程の見直し 国の政策及び海運業界のニーズの変化に柔軟に対応できるよう、引き続き教育課程及び教育内容の見直しを行う。	S	③ 課程の見直し ・海運業界の要請を受け、日本籍船に乗り込む外国人船員を対象としたフィリピンでの海事基礎教育(機関)を開始している。(2回実施、45名受講) ・国際協力コース中級(航海)については、平成22年度以降のカリキュラムの検討、見直しを行い、より多くの途上国から受講しやすくなるよう講習期間を短縮する等の改善を行っている。	・外国人船員を対象にしたフィリピンでの海事基礎教育の実施、また従来より受講期間を1月短縮して5カ月にした国際協力コースの改善など、海運業界の要望に迅速、的確に対応している。
④ 合格率 資格教育については、補講等の自主講座、模擬試験、個別指導を行って教育効果を高め、その目標とする海技士国家試験の合格率が90%以上とするよう努める。 なお、本科に限っては、その合格率の目標を65%以上とする。	④ 合格率 資格教育については、補講等の自主講座、口述試験練習、受験心得等の口述試験直前指導を引き続き充実させることにより、海技士国家試験の合格率を90%以上とするよう努める。 なお、本科に限っては、その合格率の目標を65%以上とする。	S	④ 合格率 合格率を向上させるため、これまでの補講等に加え、合宿の実施、「あがり症講座」、「発問に対し大きな声で答える練習」、礼儀や身だしなみまでの実践的な指導、「ポケット版問題集」等の取り組みを実施している。 これらの取り組みの結果、本科と海技専攻課程においては目標を上回る実績を、専修科においても、ほぼ目標に相当する実績を上げている。 〔実績値〕 ・本科 四級海技士(航海及び機関) 81.6% ・専修科 四級海技士(航海及び機関) 89.6% ・海技専攻課程(三級、四級、五級海技士) 91.8%	・合格率向上のため、新たに「あがり症講座」「大きな声で答える練習」等のメンタル面でのサポート強化等、きめ細かい取り組みを行っている。 ・本科の合格率が、目標を大きく上回っている。

⑤ 就職率 就職情報ネットワークの構築等船員職業紹介事業の充実を図り、海事関連企業への訪問等求職活動を強化することにより、海事関連企業への就職率を、専修科においては90%以上、本科においては70%以上、海上技術コースにおいては90%以上とする。	⑤ 就職率 就職情報ネットワーク上の求人票の様式を全校統一したものにすることで、ネットワークの利便性を高め、求人数の確保に努めるとともに、海へのチャレンジフェアへの参加や海事関連企業への訪問等求職活動に重点を置く。これらにより、海事関連企業への就職率を専修科においては90%以上、本科においては70%以上、海上技術コースにおいては90%以上とする。	SS	⑤ 就職率 求人状況の大幅な悪化を推測して、例年より早くから準備を開始し、これまでの活動に加えて、業界団体の会合に出向いて求人依頼を行う等、積極的な活動を実施している。 また、船社との情報交換を密に行うとともに、三者面談等により生徒・学生の希望を個別に調査し、両者の情報をつき合わせて調整しながら求人のとりこぼしが無いよう就職指導を行っている。 この結果、求人数が平成20年度に比べて約35%減少したにもかかわらず、全ての科・コースで20年度を上回る実績を上げ、目標値を大きく上回っただけでなく、海上技術コースにおいては、海上就職率100%を達成している。 〔実績値〕 <table><tr><td>本科</td><td>97.3%</td><td>(昨年93.8%)</td></tr><tr><td>専修科</td><td>97.9%</td><td>(同 96.1%)</td></tr><tr><td>海上技術コース</td><td>100.0%</td><td>(同 96.0%)</td></tr></table>	本科	97.3%	(昨年93.8%)	専修科	97.9%	(同 96.1%)	海上技術コース	100.0%	(同 96.0%)	・ 求人数が前年度比35%減少したにもかかわらず、すべての科・コースで就職率が目標値及び前年度実績を大きく上回っている。 ・ とくに、海上技術コースにおいては、海上就職率100%を、本科においても97.3%を達成しており、大いに評価し得る。 ・ 就職事情が厳しい中で、これらの実績を上げたことは、船社との情報交換や学生へのきめ細やかな就職指導など、日頃からの優れた対応によるものであり、特筆すべき成果である。
本科	97.3%	(昨年93.8%)											
専修科	97.9%	(同 96.1%)											
海上技術コース	100.0%	(同 96.0%)											
⑥ 意見交換会の実施 海運業界のニーズ等に対応した効果的な海技教育を実施するため、関係する教育機関や海運業界と10回程度の意見交換会を開催するほか、各機関・海運業界との対話を積極的に進める。	⑥ 意見交換会の実施 海運業界のニーズ等に対応した効果的な海技教育を実施するため、関係する教育機関や海運業界と10回程度の意見交換会を開催し、各機関・海運業界との意見交換を積極的に進める。	A	⑥ 意見交換会の実施 関係教育機関や海運業界と31回の意見交換を実施し、船員教育に対する要望等海運業界のニーズを把握し、各学校の教育及び生活指導に反映させている。 こうした意見交換会においても、学生への求人に対するニーズを収集し、学校側からのPRや個々の学生に関する情報提供等を行い、厳しい求人状況下での就職率を向上させている。										

⑦ 研修の実施 授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、期間中に120名以上の研修及び船舶乗船研修を実施し、これらの研修等で得た知識及び技能の共有化によって、研修効果の拡大を図る。 また、適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、期間中に80名以上の研修を実施する。	⑦ 研修の実施 授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、24名以上の教員に対して研修及び船舶乗船研修を実施し、これらの研修等で得た知識及び技能の共有化によって、研修効果の拡大を図る。また、機構の適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、16名以上の事務員等に対して研修を実施する。	A	⑦ 研修の実施 目標値を上回る教員73名、事務員24名の研修を実施し、職員の知識及び技能の習得に努めている。 ・教員研修 教員の経験年数に応じた研修システムに加えて、個々の指導技術の向上を図る研修システムを実施し、船舶運航に関する知識及び技能を修得するための乗船研修や技能研修を積極的に実施するとともに、外部研修にも教員を派遣している。 また、研修終了後、受講者が各校に戻って研修報告会等を実施することにより、研修効果の他の教員への拡大を図っている。 ・事務員等研修 適正な事務業務の運営に資するため、延べ24名の事務員等研修を実施している。	

⑧ 自己評価体制の充実 自己評価体制の充実に向け、内部委員会や外部との意見交換会等の活動を活発化させ、その評価結果を教育・研究に反映させる。 学生・生徒による授業評価や研究授業を推進することにより、教員の資質・能力の向上等を図る。	⑧ 自己評価体制の充実 本部及び海技大学校に対する評価方法を見直し、自己評価体制のより一層の充実を図る。 また、学生・生徒による授業評価及び各教員の研究授業については、継続して実施するとともに、保護者等の外部の意見を取り入れる制度を実施する。	A	⑧ 自己評価体制の充実 ・各校の業務実績報告書の様式を改め、記載の基準を整理し、各校の報告内容の統一化、定量化等、より客観的な自己評価体制の整備を図っている。 ・教育業務の質の向上を図るため、引き続き生徒・学生による授業評価及び教員の研究授業を実施し、指導技術の改善等、所要の成果を上げている。 ・平成20年度に試行した保護者会と授業参観を本高校全校で実施し、保護者アンケートを行って、その結果を教員に周知することによって、指導の改善を促している。	
⑨ 広報活動 受験・入学のための各種学校案内、ホームページ及びその他の広報活動の見直しと充実化を図り、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。	⑨ 広報活動 専修科と本科の募集地域をブロック化し、各学校の担当ブロックを明確にするとともに、新聞広報の効率化や拡大に努める。また、大都市圏の学校訪問活動を検討するとともに、地方運輸局との連絡会等をとおして、広報の連携を積極的に深め、業界等のホームページへのリンクを推進する。	S	⑨ 広報活動 学生募集においては、各校間の競合関係を考慮して、募集エリアを学校毎に区分（地域ブロック化）し、再任用者等を活用し募集活動への専従者を配置するとともに、教職員が授業や業務の合間にPRに出向くなど、効率的かつ効果的な広報・募集活動体制の整備を図っている。 募集専用のホームページとして「船の学校.jp」を開設した他、新聞広告の自由掲載契約、各運輸局の協力を得ての自治体広報誌への掲載依頼、地元サッカーチームのHPトップページへの広告掲載などの広報活動を実施している。 これらの戦略的な広報活動の結果、少子化等によって一般高校・大学等の募集状況が低迷している中にもかかわらず、前年度と比べて応募者を増加させている。	・ 戦略的な広報体制を打ち立てた結果、厳しい募集環境にもかかわらず、昨年度を上回る応募者の確保に成功している。 ・ 中・高等学校への学校訪問回数延べ3, 351回という数字は、教職員が一体となって努力した結果である。 ・ 地域ブロック化、専従者の配置、ホームページの活用、オープンキャンパス・体験入学等、学生募集において様々な工夫を凝らしている。

⑩ その他 イ 本科及び専修科においては、寮生活における生活指導を充実させ、集団生活の理解を深めさせる等、資質の涵養を一層充実・強化するため、生活指導のあり方を検討する。 □ 本科においては、定期的に保護者会を開催、保護者会と連携を強化し、生活指導の充実を図る。	⑩ その他 イ 教員を対象とした研修において、青少年の喫煙に対する指導等、具体的な生活指導に係る内容を充実・強化し、指導技術の更なる向上を図る。 □ 本科においては、計画的に保護者会を開催し、保護者と学校間の信頼と連携を引き続き強化することにより生活指導を充実する。	A	⑩ その他 イ 「新採用者研修」に、生徒指導及び教員の倫理に関する研修内容を、採用後2年以内の教員に対する「ファーストステップ研修」に、外部講師による「青少年の喫煙に対する指導」に係る講義を組み込み、教員の生活指導の更なる向上を図っている。 □ 保護者会の実施 本科各校で保護者会を3回以上、全体では20回実施している。 計画的に保護者会を開催し、学校の現状等を説明して学校の指導方針に理解と協力を求めるとともに、保護者からの意見や情報を収集することにより、個々の生徒に対する理解を深めて、きめ細やかな生徒指導に反映し、学校と保護者間の信頼関係の構築を図っている。 また、保護者会において、授業参観や個別面談、海運業界団体による講演を取り入れる等内容の充実を図り、参加者を増加させるための工夫を行っている。	
--	--	--------------------------------------	---	--

(2) 研究の実施 ① 研究件数 海技教育、船舶の運航の分野で組織的に研究計画を策定し、期間中に合計50件以上の研究を行う。 研究活動の活性化を図るため、15件程度の共同研究又は受託研究を他の船員教育機関や大学、研究所等と行う。 ② 研究の評価及び反映 研究に関する評価を適切に行い、その評価結果を研究活動に反映させるとともに、研究成果の教育への反映に努める。	① 研究件数 海技教育、船舶の運航の分野で組織的に研究計画を策定し、重点研究2件以上、一般研究8件以上を行う。また、研究活動の活性化を図るため、3件程度の共同研究又は受託研究を他の船員教育機関や大学・研究所等と行う。 ② 研究の評価及び反映 研究に関する評価を適切に行い、その評価結果を研究活動に反映させるとともに、特に教育手法の研究結果については、教員研修をととして各校への普及及び教育への反映に努める。	S	① 研究件数 海技大学校研究管理委員会において策定した研究計画に基づき、以下のとおり、目標件数を達成している。 重点研究 2件（うち、21年度新規0件） 一般研究23件（うち、21年度新規 9件） 共同研究又は受託研究3件 （うち、21年度新規1件） 計28件 （うち、21年度新規10件） ② 研究の評価及び反映 同委員会において、研究の進捗度、成果発表の実績、船員教育への反映、予算計画、執行の妥当性などについて、評価を行っている。 A I Sに関する研究、衝突事故の事例研究等、研究の成果を授業に盛り込むなどして、研究活動を通して得られた技術や知見等を授業・実習等で活用し、教育内容の向上を図っている。	・ 目標値を大きく上回り、かつ、過去3年度を上回る件数の一般研究を実施し、それらの質も充実している。 ・ A I Sの研究成果を直ちに授業に盛り込み、使い方、メリット、活用方法等を教えるなど、研究で得られた知見を授業・実習等で積極的に活用している。 ・ 一般研究を地道に行なっていく姿勢、努力は、学生によい刺激となり、モチベーションの維持に繋がる。
--	---	--------------------------------------	--	--

(3) 成果の普及・活用促進 ① 技術移転の推進等 国内外の船員教育機関の要請に応じ、海技教育及び船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、期間中25名程度の研修員を受け入れる。 政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として期間中に5名程度海外へ派遣する。 学会等の関係委員会へ委員として期間中80名程度派遣する。	① 技術移転の推進等 国内外の船員教育機関の要請に応じ、海技教育及び船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、5名程度の研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外に派遣する。 また、学会等の関係委員会へ委員として16名程度派遣する。	A	① 技術移転の推進等 以下のとおり、研修員の受入れ、委員の派遣を行い、技術移転の推進を図っている。 (研修員の受け入れ) ・海技大学校において、財団法人日本造船技術センターの要請により、7カ国計9名の研修員を受け入れている。 ・東京海洋大学の教育実習生を小樽校及び館山校において受け入れ、教育実習を実施している。 ・船社等の要請により、清水校において、船社等の調理業務担当船員に対する調理研修を6回実施し、30名を受け入れている。 (委員の派遣) 11機関の関係委員会に、専門分野の委員として過去最高の延べ50名を派遣している。 なお、政府機関等からの海外派遣要請はなかった。	
---	---	--------------------------------------	--	--

② 研究の公表 研究については、論文発表及び学会発表等を行い、研究報告書を作成するとともに、ホームページ上で研究成果及び海技教育に関する情報を外部へ公表し、教育・研究成果の普及を図る。	② 研究の公表 (a) 5件程度の論文発表又は国際学会発表並びに5件程度の国内学会発表等を行う。 (b) 研究発表会を開催するとともに研究報告書を作成する。 (c) ホームページ上で研究成果及び海技教育に関する情報を外部へ公表し、教育・研究成果の普及に努める。	S	② 研究の公表 以下のとおり、年度計画を上回る研究の公表を行い、研究成果の普及に努めたことで、学外から講演依頼を受け、AIS等に関する講演を行い、船舶の安全運航等に寄与している。 (a) ・ 論文発表又は国際学会発表 15件 ・ 国内学会発表等 6件 (b) ・ 平成20年度研究発表会（21年7月） ・ 平成21年度研究報告書（22年3月） (c) ・ ホームページで研究成果を外部へ公表	- 論文発表又は国際学会発表において目標件数を大きく上回っている。 - 公表には、国際学会発表12件、査読論文3件（内、1件は国際ジャーナル）などの成果が含まれている。 - 学外からの依頼による講演を行い、研究成果を積極的に公表することにより、船舶の安全運航等、社会貢献に努めている。
③ 海事思想の普及等 教育・研究成果及び海事思想の普及に資するため、一般市民を対象とする公開講座や練習船による体験航海等を年25回程度行う。 ホームページで提供する情報、内容の充実及び更新を迅速に行うことにより、年間のアクセス数の増加を図る。	③ 海事思想の普及等 教育・研究成果及び海事思想の普及に資するため、一般市民を対象とする公開講座や練習船による体験航海等を25回程度実施する。 また、ホームページ上の海事思想普及に関する内容の充実を図る。	A	③ 海事思想の普及等 各校において、練習船及びカッターの体験乗船、公開講座、地方自治体等主催の各種行事への協力等、多様な活動を実施し、広報並びに海事思想の普及に努めている。 公開講座、特別講演の開催 4回 練習船による体験航海 65回 また、募集専用ホームページとして「船の学校.jp」を開設するとともに、各校のホームページにおいて、学校行事、授業、クラブ活動等を紹介するなど工夫をこらしており、これらの取り組みにより、機構全体のアクセス数が、平成20年度と比べて、7.8%増加している。	

	(4) 内部統制の維持・充実 前年度に引き続き、研修を通じて内部統制に係る機構の取り組み等の周知徹底を図る。 また、前年度に立ち上げた内部統制整備委員会を十分に機能させ、内部統制の更なる充実に努める。	A	(4) 内部統制の維持・充実 監事監査、スクールレビュー等を通して、内部統制の周知を図っている。 内部統制委員会を開催し、独立行政法人における内部統制のあり方について、検討を行っている。 内部研修において、法令遵守等の研修内容を盛り込むとともに、内部統制に係る機構の取り組み等の周知徹底を図っている。	
3. 予算 (1) 自己収入の確保 機構の業務の範囲内において自己収入の確保を図る。 特に、実務教育の実施にあたっては、海運業界の状況等を勘案しつつ適切な受益者負担を導入することとする。	(1) 自己収入の確保 実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担の導入に努める。 また、海技課程については、授業料改定に向けて準備を行う。	A	(1) 自己収入の確保 船舶保安管理者コース等の受託講習の回数の拡大に努め、当初予算を上回る自己収入を上げている。 実務教育の授業料の改定については、引き続き検討を行うこととしている。 海技士コース四級及び同五級については、入学検定料の徴収を開始している。 海技課程（本科及び専修科）の授業料について、平成22年度入学生から年間60,000円を72,000円に改定することとし、準備を進めている。	
(2) 予算、収支計画及び資金計画 ・予算 ・収支計画 ・資金計画	(2) 予算、収支計画及び資金計画 ・年度計画参照 ・年度計画参照 ・年度計画参照	A	予算は、計画にしたがい適正に執行されており、監事による業務監査、会計監査及び会計監査法人による会計監査が実施されている。	

4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合の短期借入金の限度額は、500百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。	—	※ 平成21年度該当なし	
5. 重要財産の処分等に関する計画 海技大学校児島分校の廃止に伴い、同校の重要な財産の処分を行う。	5. 重要な財産の処分等に関する計画 海技大学校児島分校の校舎の廃止に伴い、重要な財産（土地、建物等）の処分を進める。 (財産処分の内容) 海技大学校児島分校土地、建物及び工作物	—	国の処分方針の決定を待って、重要な財産（土地、建物等）の処分を進めることとしている。	
6. 剰余金の使途 期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用するものとする。	6. 剰余金の使途 年度中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備充実のため使用するものとする。	—	※ 各年度の剰余金は、平成17年度の沖縄校廃校等により発生した繰越欠損金に補填されているが、昨年度に引き続き本年度も剰余金はない。	

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 機構の目的を効率的に達成するために、期間中総額4.14億円規模の施設・設備の整備を行う。	(1) 施設・設備に関する計画 機構の目的の確実な達成のため、年度中に71百万円程度の施設・設備の整備を行う。 施設・設備の内容 金額 教育施設整備 (百万円) 清水校総合実習棟 建築工事 71 財源：独立行政法人海技教育機構施設整備費補助金	A	(1) 施設・設備に関する計画 次の1件を実施している。 ・清水海上技術短期大学校総合実習棟建築工事 74百万円 保有資産については、毎年、独立行政法人海技教育機構固定資産等管理規則に基づき、有形固定資産の実査を実施し、また、独立行政法人海技教育機構減損会計取扱基準に基づき、有形固定資産及び無形固定資産の利用状況並びに減損兆候の調査を実施することにより適正に保有している。	
(2) 人事に関する計画 上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当を除く。）について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。	(2) 人事に関する計画 上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当を除く。）について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。	A	(2) 人事に関する計画 平成21年度の削減率は0.69%となり、前年度までの実績と合わせ、着実に本中期目標を達成する見込みである。 また、昨年度に引き続き国家公務員の構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを行っている。 ※ 平成21年度のラスパイレス指数は96.0	

＜記入要領＞・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

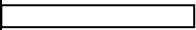
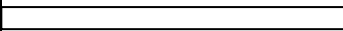
・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評価の分布状況（項目数合計：26項目）

（26項目）

SS	1項目	
S	9項目	
A	16項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・ 法人の業務実績については、政策目的を踏まえて業務を推進していると認められる。
- ・ 全国に展開する各学校の運営を一括管理する本部体制の確立がなされたことは評価できる。今後、このことが速やかに業務の系統的实施、効率的な運営に繋がるよう努力を期待する。
- ・ 厳しい社会環境の中で教育機関にとって重要な入口の募集活動、高い海技士国家試験合格率、出口の就職率の高い業績は評価できる。
- ・ 多くの新しい試みがなされており、活性化した組織である。
- ・ 実務教育の実施について、現場でのニーズに迅速、的確に対応している点を高く評価する。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ インターンシップに関しては廃止の方向で検討されているが、別の手段で社会を体験できる機会をつくるよう検討されたい。
- ・ 操船シミュレータについては、プログラムや機器類の更なる充実による教育の質的向上が期待される。
- ・ 広報活動においては、学校訪問で直接学生に話をするとなおよい。
- ・ 海運会社からの業務協力体制を確保、推進し、充実させることを検討されたい。
- ・ 年度計画における目標値は、単に当初の設定を踏襲するのではなく、実績等を加味しながら、年の経過とともに適切に再設定されているか吟味すべきである。

（その他）

- ・ 保護者アンケートの実施結果から、生活面等の改善に繋がる内容を教員へ周知し、指導の改善を行うことは極めて大切で、保護者と学校との信頼関係の構築につながっている。三者面談や保護者会等を通して、保護者との連携を図りつつ、メンタル面でのきめ細やかな指導を行い、ひとりひとりに力をつけて、自分の生きがいを与えていることは、非常に明確な実績である。
- ・ 一般大学の学生などにも海事教育を普及させ、海技資格を取得させることも考えられるのではないか。

総合評価 (SS, S, A, B, Cの5段階)	(評価理由)
A	評価の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

平成21年度業務実績評価調書 別紙：海技教育機構

総務省政独委「平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

(独) 海技教育機構	実績	評価	意見
○政府方針等 ①これまでに実施された事業仕分け（21年11月及び22年4月）で当該法人に係る事項が対象となっている場合には、事業仕分けの評価結果を踏まえた対応 ②業務・事業は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。 ③研究開発関係の事業をはじめとする他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携が図られているか。	① 事業仕分けにおける「授業料を段階的に引き上げるとの見直しを行う」との評価結果を踏まえ、海上技術学校・海上技術短期大学校における授業料の値上げを行うこととしている。 ・5,000円/月（平成21年度）→ 6,000円/月（平成22年4月）	A	・ 授業料の段階的値上げは実施すべきである。 ・ 受益者負担の拡大については、広く海事産業関係者にも一層の負担を求めるべきである。
	② 専門的な知識や経験を持たない者を一人前の船員にまで育て上げるには、多数の教員や施設等を投入し、長い時間をかけて教育することが必要であること等から、法人が実施している業務・事業（船員教育）は、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある。 なお、仮に、船員教育を民間が行う場合、莫大な額の費用が発生するのに対して、収入は学生から徴収する授業料等に限られるため、利潤追求によって高額な学生負担が求められる結果、船員志望者が激減する可能性が高い。また、ビジネスとして採算を取るための教員の質・人数等経費の圧縮により教育の質の低下を招く可能性があるとともに、採算が取れなければ容易に撤退するおそれがあり、継続的かつ安定的な船員教育は望めなくなる。		・ 国全体の問題として、一定の質を維持しつつ、安定的な船員養成を行うことに本法人の意義がある。
	③ 教育業務に関しては、民間で対応できない必要最低限のものについて実施しており、また、他の独立行政法人等において類似の取組を行っている事業はない。 また、研究に関しては、海技教育及び船舶の運航に関する研究についてのみ組織的に行っており、その結果を教育に反映し、船員の資質の向上を図ることを目的としているため、他の研究機関との重複はない。		

○財務状況 ①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性（当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか） ②事業の受益者の負担、民間からの寄付・協賛等の自己収入の拡大に向けた取組	① 100億円以上の利益剰余金は計上していない。 ② ・受益者の負担の拡大については、事業仕分けの評価結果を踏まえ、海上技術学校・海上技術短期大学校における授業料の値上げを行うこととしている。 5,000円/月（平成21年度）→ 6,000円/月（平成22年4月） ・民間からの寄付の受入れ体制を新たに整備している。	A																															
○保有資産全般の見直し（実物資産） ①保有する建物、構築物、土地等について、 i）法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii）事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii）現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv）資産の利用度等 v）経済合理性 といった観点に沿った保有の必要性についての検証（財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証）	① 法人が保有する土地、建物等は、船員教育に係る学校施設であり、法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等に合致しており、資産規模も適正である。 土地、建物等は全国8箇所にあるが、いずれも船員需要の高い地域であること、また、教育の機会均等の観点から、その必要性を認識している。 また、年間を通して授業、実習等を実施しており、その利用度は高い。 保有している土地、建物等は国からの現物出資であり、経済合理性を満たしている。 <table><tr><th colspan="3">養成定員及び学生寮の定員（単位：名）</th></tr><tr><th></th><th>養成定員</th><th>学生寮の定員</th></tr><tr><td>小樽</td><td>90</td><td>92</td></tr><tr><td>館山</td><td>120</td><td>127</td></tr><tr><td>唐津</td><td>120</td><td>144</td></tr><tr><td>口之津</td><td>90</td><td>104</td></tr><tr><td>宮古</td><td>80</td><td>87</td></tr><tr><td>清水</td><td>220</td><td>247</td></tr><tr><td>波方</td><td>180</td><td>160</td></tr><tr><td>海技大学校</td><td>1,186</td><td>145</td></tr></table>	養成定員及び学生寮の定員（単位：名）				養成定員	学生寮の定員	小樽	90	92	館山	120	127	唐津	120	144	口之津	90	104	宮古	80	87	清水	220	247	波方	180	160	海技大学校	1,186	145	A	・ 船員養成の効率化・運営の一元化等の観点からは、今後とも国民に対して、利用度の高さとともに、8箇所に分散配置しなければならないことの必要性を適切に説明していくことが大切と考える。
養成定員及び学生寮の定員（単位：名）																																	
	養成定員	学生寮の定員																															
小樽	90	92																															
館山	120	127																															
唐津	120	144																															
口之津	90	104																															
宮古	80	87																															
清水	220	247																															
波方	180	160																															
海技大学校	1,186	145																															

(次頁に続く)

②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv) 資産の利用度等 v) 経済合理性 といった観点に沿った賃借の必要性についての検証（財源調達の際の現実的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証） ③上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候、「遊休資産」等の状況等を踏まえ、 i) 本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、 ii) 政策的必要性や効果に応じた必要最小限の保有・賃借となっているか、 iii) 効果的な処分 といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組 ④特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等（廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができるか）	② 法人が賃借により使用している土地は、波方海上技術短期大学校及び口之津海上技術学校、また、無償賃借により使用している土地は海技大学校であり、波方海上技術短期大学校及び口之津海上技術学校は学校用地として格安なコストで使用しており、経済合理性を満たしている。 当該土地は、船員教育に係るものであり、法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等に合致しており、資産規模は適正である。 いずれも船員需要の高い地域であること等からその必要性が認められる。また、年間を通して授業、実習等を実施しており、その利用度は高い。 借地料は「○資産の運用・管理 ②」に記載 ③ 夏季休業等の期間を活用して、就職指導、オープン・キャンパス及びAO入試等学生募集活動等を行う等、正課以外のものに係る有効活用を図っている。 業界のニーズに基づいた養成定員を定めて、入学者を確保している。施設は、この定員に対して適切な規模であり、必要最小限の保有・賃借となっている。 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により平成20年度末に廃校とした児島分校については、国の処分方針の決定を待つて重要な財産（土地、建物等）の処分を進めることとしている。 ④ 東京事務所等は設置していない。	前頁に記載	

(金融資産) ①個別法に基づく事業において運用する資産（以下「事業用資産」という。）について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し（財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証）及び見直し結果を踏まえた取組 ②事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し（財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証）及び見直し結果を踏まえた取組 ③融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討 ④積立金の規模	① 資産運用はしていない。 ② 法人の現金・預金は、運営費交付金の受入時期、支出時期の資金繰りを考えると短期間で決済されており、中期計画期間中の毎年の残額は次年度に繰り越して、中期計画終了後に国庫に返納することとしていることから、不要に保有している金融資産にはあたらない。 また、定期預金及び有価証券等は保有していない。 ③ 貸付金はない。 ④ 積立金はない。	A	
(知的財産等) 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組	保有している特許は1件であるが、実施許諾等の申請はない。 また、保有に係る経費等を踏まえてその必要性の検討を行っている。	A	

○資産の運用・管理 (実物資産) ①保有する建物、構築物、土地等について、 ⅰ) 活用状況等の把握 ⅱ) 活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 ⅲ) 維持管理経費、施設利用収入等の把握 ⅳ) アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 ②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 ⅰ) 活用状況等の把握 ⅱ) 活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 ⅲ) 維持管理経費、施設利用収入等の把握 ⅳ) アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 ③宿舍(借上物件を含む)について入居率が低い、空き部屋数が多い、当該独法の役職員以外の者の入居部屋数が多いものはないか。 ④宿泊施設及び教育・研修施設・ホール・会議所(借上物件を含む)で稼働率が低いものはないか。 ⑤展示施設(借上物件を含む)の利用者数と経費は適切か。 ⑥高額(取得価格5000万円以上)な設備・機器、車両・船舶の稼働状況と経費は適切か。	①年間を通して授業、実習等を実施し、有効に活用している。 また、管理業務のIT化(給与システムを本部に一元化)、及び施設管理業務の外部委託化により効率的な運営に努めている。さらに、受託講習等の回数の拡大に努め、自己収入の向上を図っている。 <table border="1" data-bbox="647 357 1366 667"> <thead> <tr> <th></th><th colspan="2">維持管理費</th><th>〈単位:千円〉</th></tr> <tr> <th></th><th>修繕費</th><th>消防設備等検査費用</th><th>施設利用収入</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小樽</td><td>11,883</td><td>890</td><td>10</td></tr> <tr> <td>館山</td><td>6,630</td><td>1,150</td><td>57</td></tr> <tr> <td>唐津</td><td>6,348</td><td>706</td><td>32</td></tr> <tr> <td>口之津</td><td>5,228</td><td>790</td><td>6</td></tr> <tr> <td>富古</td><td>4,712</td><td>981</td><td>20</td></tr> <tr> <td>清水</td><td>18,431</td><td>1,467</td><td>54</td></tr> <tr> <td>波方</td><td>6,829</td><td>922</td><td>13</td></tr> <tr> <td>海技大学校</td><td>37,789</td><td>1,253</td><td>1,567</td></tr> </tbody> </table> ②法人が賃借により使用している土地は、波方海上技術短期大学校17,542㎡(1,563千円 今治市)、口之津海上技術学校16,454㎡(633千円 南島原市)、無償賃借により使用している土地は海技大学校12,790㎡((財)日本船員厚生協会)であり、いずれも学校用地として使用している。その他は、①のとおり。 ③ 宿舍を保有していない。 ④ 当該施設を保有していない。 ⑤ 展示施設を保有していない。 ⑥ 養成施設における必要要件として、小型校内練習船、操船シミュレータ等を保有するが、いずれも年間を通してカリキュラムにしたがって有効に利用している。 当該設備等の調達・整備においては、経費の節減に努めている。		維持管理費		〈単位:千円〉		修繕費	消防設備等検査費用	施設利用収入	小樽	11,883	890	10	館山	6,630	1,150	57	唐津	6,348	706	32	口之津	5,228	790	6	富古	4,712	981	20	清水	18,431	1,467	54	波方	6,829	922	13	海技大学校	37,789	1,253	1,567	A	・年間カリキュラムにより適切な稼働状況が保たれているかどうか、今後、検証すべき。
	維持管理費		〈単位:千円〉																																								
	修繕費	消防設備等検査費用	施設利用収入																																								
小樽	11,883	890	10																																								
館山	6,630	1,150	57																																								
唐津	6,348	706	32																																								
口之津	5,228	790	6																																								
富古	4,712	981	20																																								
清水	18,431	1,467	54																																								
波方	6,829	922	13																																								
海技大学校	37,789	1,253	1,567																																								

(金融資産) ①個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立 ②融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組	① 該当するものはない。 ② 該当するものはない。	—	
(知的財産等) 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組 i) 出願に関する方針の策定 ii) 出願の是非を審査する体制の整備 iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動 iv) 知的財産の活用目標の設定 v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等	海技大学校においては、統合以前に職務発明規程を定め、更にその運用マニュアルを制定することにより職務発明の特許化及び実用新案化に対応する体制を整備していた。統合により、海技大学校で実施する研究は、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映することとしており、一般的に特許権等の知的財産が発生することはないことから規程等の制定はしていない。一方、官公庁又は会社等からの受託研究については、研究の結果知的財産が生じる可能性があることから、受託研究取扱規程を定め、その取扱いについては、双方で協議して決定することとしている。		A

○人件費管理 ①諸手当及び法定外福利費についての昨年度政独委からの指摘事項への対応（建研、奄美基金を除く） ②「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」（平成22年5月6日総務省行政管理局長通知）の内容 i）法人の互助組織への支出の廃止、 ii）食事補助の支出の廃止、 iii）国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止）が守られているか。 ③保険料の法人負担割合が21年度末時点で50%を超えていないか。 ④出張の際の支度料が21年度末時点で存在していないか。 ⑤法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。 ⑥国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ⑦国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況 ⑧総人件費改革についての取組の状況と平成18年度からの5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望（併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由）	① 法人独自の諸手当とされている実習授業手当は、海技教育機構が独法化される以前に、人事院規則で定められていたが、独法化に伴い国にその支給対象機関が無くなったために当該規則が廃止されたものである。当該手当は海技教育機構が独法化以前の取扱いを継承しているもので、国に準じた手当である。 また、法人独自の諸手当とされている教員特殊業務手当は、人事院規則に基づき文部科学省所管の高等学校等の教員に支給されていたものであり、海技教育機構教員も同様な業務を行っているため、国に準じた手当である。 ② 互助組織及び食事補助に係る支出並びにその他国や他法人で支出されていないものと同様の支出は行っていない。 ③ 健康保険は国家公務員共済組合であり、その保険料は労使折半となっている。 ④ 支度料は支出していない。 ⑤ 21年度のラスパイレス指数は96.0である。 ⑥ 給与水準は国家公務員を下回っている。 ⑦ 繰越欠損金は、沖縄海上技術学校の廃校（平成18年3月）に伴い、会計処理上発生した建物及び船舶の評価損・売却損であり、給与水準の適切性に係わることはない。給与水準は、国の制度に準じている。 ⑧ 人件費の削減5%については、達成できる見込みである。 ラスパイレス指数は、H18年度94.2、H19年度92.8、H20年度94.7、H21年度96.0である。21年度において上昇しているのは、定年退職直前の高年齢者層が多いこと等によるものである。なお、いずれの年度も100未満となっている。	A	

○契約 ①契約についての昨年度政独委からの指摘事項への対応 (指摘事項) ・契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果 以下に留意した検証が評価結果において言及されていない。 i) 審査体制の整備方針 ii) 契約事務の一連のプロセス iii) 執行・審査の担当者(機関)の相互牽制 iv) 審査機関の長から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性保持の考え方 ・契約の第三者委託に関する評価結果 再委託の把握措置について、契約書のひな形や内部規程等において措置条項を定めておらず、その原因・理由を明らかにした上での評価がされていない。 ・一般競争入札における1者入札に関する評価結果 19年度に比べて1者応札割合が増加しているが、原因等について評価結果において明らかにされていない。 ②随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況 ③随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。 ④1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。	①・契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果 審査体制の整備として、国の会計法令に準じた規定等を定め契約審査委員会で対処しているとともに会計監事監査を受けている。契約事務としては、契約要求があった場合、「(独)海技教育機構会計規程」「(独)海技教育機構契約事務取扱細則」に基づき契約手続きを行っている。相互牽制として、契約事務担当者の行った契約を契約監視委員会にて審査確認させ、指摘事項等あった場合は、検討を行い反映させる。契約監視委員会において、改善すべき点等があると認められたときは、理事長に対し意見具申又は勧告を行い、これを行った際は公表することとしている。 ・契約の第三者委託に関する評価結果 再委託の把握措置について、契約書のひな形や内部規程等において措置条項を定めていないとの指摘を受けたが、再委託が見込まれる特定委託契約は行っていない。今後、契約の締結に際して、契約相手先に再委託の有無を確認し、仮に再委託する場合には、履行体制に関する書面等を提出させ実態を把握することとしている。 ・一般競争入札における1者入札に関する評価結果 1者応札率が高い法人(50%以上)には該当しないとされているが、19年度に比べて20年度の1者応札割合が増加している。これは、これまで随意契約により実施していたものを一般競争入札に移行したが、1者応札が多かったことによる。なお、対応として、入札参加条件の緩和及び公告期間の見直しを行ったことにより、21年度の1者応札割合は減少している。 ② 随意契約の見直しを行い、競争性のない随意契約の件数を平成20年度28件から、平成21年度は23件(目標件数22件)に削減した。なお、目標設定時においては、契約監視委員会の意見を踏まえ、1件(船主責任保険)について、他の損害保険会社の保険を調査の上、公募することとしていた。しかし、その後の詳細な調査の結果、法人が求める全ての特約をカバーできる保険会社が1社しかなく、随意契約によらざるを得なかった。 ③ 再委託の実績はない。 ④ 1者応札の割合は、20年度42.3%、21年度29.7%である。	A	・ 海事産業に関する事業には、随意契約によらざるをえないものが多いと考えられる。

○法人の長のマネジメント ①法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。 ②法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。 ③法人のミッション達成を阻害する課題（リスク）のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。 ④法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	① これまで本部機能が2箇所に分散していたが、清水に集約している。 理事会及び役員等懇談会（月1回）、校長会議（年1～2回）並びにスクールレビュー（各校毎に2年に1回以上）等を実施している。 これらにより、法人の長（理事長）がよりリーダーシップを発揮できる体制を整えている。 ② これまで本部機能が2箇所に分散していたが、清水に集約している。 理事会及び役員等懇談会（月1回）、校長会議（年1～2回）並びにスクールレビュー（各校毎に2年に1回以上）等を実施している。 これらにより、機構のミッションについて確認するとともに、周知を徹底している。 ③ 各事業所（学校）は分散しているが、計画的に実施しているスクールレビュー、内部評価委員会等により問題点を把握、対処する仕組みを構築している。 また、テレビ会議を開催し、本部と各校間の連絡を密にする等により、迅速に対応している。 ④ 法人の長（理事長）は、内部統制委員会、スクールレビュー等により現状を適切に把握しており、これに基づいて充実・強化を図るため事業年度計画を適切に策定している。	A	
○法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組 ①マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか（評価指標の設定を含む）。 ②アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。	① 機構全体の中期計画及び年度計画に基づき、全8校について年度毎の活動計画（国家試験合格率、就職率等の数値目標を含む。）を設定し、内部評価委員会においてその実績を13項目にわたって評価している。 ② 理事長が委員長となる内部評価委員会における評価のほか、理事長によるスクールレビューの実施、各種報告の徴収等によりモニタリングを行うとともに、各校別の次年度計画の数値目標等の設定や予算、人事計画に反映させている。	A	

○その他内部統制 ① 監事監査において法人の長のマネジメントについて留意されているか。 ② 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告されているか。 ③ 各法人における事業の内部審査や自己評価について、法人内部限りで完結させず対外的な透明性が確保されているか、事業の実効性が上がるものとなっているか。	① 法人の長の規律あるマネジメントについて留意して監事監査をした結果、法人の関連内部規程により定められた意思決定ルールは厳に実行されている。	A	
	② 監事監査については、報告書にして理事長に提示するとともに、提示内容に関して役員等懇談会等の会議において説明を行う体制を取っている。		
	③ 従来の運営における課題を内部評価により抽出して、それを踏まえた今後の対応策について外部委員を交えた運営改革懇談会で検討し、その報告を、HPに公表しているほか、外部委員を含む契約監視委員会を設置する等、事業の透明性・実効性の更なる向上に努めている。 また、STCW条約に基づく「海事教育機関における資質基準制度」(Quality Standard System)により、法人が行う教育について、5年を超えない一定期間ごとに第三者による外部監査の実施、その評価結果に関するIMO(国際海事機関)有識者パネルの審査が実施されている。		
○関連法人 ① 委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等 ② 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性 ③ 関係法人に利益剰余金がある場合の国庫等への返納の必要性 ④ 競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底等が行われているか。	① 該当法人はない。	—	
	② 該当法人はない。		
	③ 該当法人はない。		
	④ 該当法人はない。		

○中期目標期間終了時の見直し ①中期目標において、目標期間中に取 り組むこととされている事項のうち 、取組時期等が明記されていないも のについて、目標達成に向けた各年 度における具体的な取組状況 ②業務実績の評価にとどまらず、業務 の必要性や新たな業務運営体制の考 察	① 目標期間に目標が達成できるよう、年度計画において各 年度毎の達成目標を定め取り組んでいる。 また、内部評価委員会において各年度毎に達成状況を確認 しており、全ての目標について達成できる見込みである。 ② 平成20年度に実施した海技教育機構運営改革懇談会の報 告を踏まえ、実務教育の全国展開、海上技術短期大学校の 内航船員養成の拠点化、シミュレータの導入・活用などに ついて検討している。	A	
○業務改善のための役職員のイニシア ティブ等 ①法人業務に対する国民のニーズを把 握して、業務改善を図る取組を促す アプローチ ② 法人における職員の積極的な貢献 を促すための取組（例えば、法人の 姿勢やミッションを職員に徹底する 取組や能力開発のための取組等）を 促すアプローチ	① 法人が実施している船員教育について、保護者会、運営 改革懇談会及びユーザーモニター会議の開催等により、幅 広い関係者のニーズを把握して、適宜業務改善に取り組ん でいる。 ② 役員が各校を巡回し業務の実施状況等をチェックするス クールレビュー等を通じて、業務改善すべき具体的事項に ついてその取組みを促している。 また、校長会議、教務課長会議等の各種会議、学生や保 護者からのアンケートや、教職員研修等において、積極的 な取組みを促している。 なお、職務上顕著な功績がある者等を表彰する制度を設 けている。		
○個別法人 政独委からの平成20年度業務実績 評価における指摘事項において個別意 見があった事項（4法人6事項）への 対応状況（当該法人のみ）	該当なし。	—	

<記入要領>・項目ごとの評定の欄に、以下の段階的評定を記入する。

SS：特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：優れた実施状況にあると認められる。

A：着実な実施状況にあると認められる。

B：概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを意見欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、意見欄に意見を記入する。